

「南相馬市 教育の大綱」の策定方針(案)

1 趣旨

- 「南相馬市 教育の大綱（以下「大綱」という。）」の対象とする期間（平成27年度～令和元年度）が、令和元年度で終了することから、策定方針を定めるもの。

2 策定方針(案)

- 令和元年度に策定を予定する「南相馬市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）」をもって大綱に代えることとし、対象とする期間も、教育振興基本計画にあわせるものとする。

【参考】平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知から抜粋）
「地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。」

3 理由

- 教育振興基本計画が、教育基本法第17条第2項に基づき、本市の教育の振興に関する施策の根本となる基本理念や基本目標を定めるものであること。
- 教育振興基本計画は、学校教育分野、生涯学習・スポーツ分野、文化分野、幼児教育分野における具体的な施策等を示すものであること。

4 大綱の策定経過

- 現行の大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下「地教行法」という。）第1条の3第1項に基づく「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として、南相馬市復興総合計画前期基本計画を基本とし、平成27年7月に策定。
- 本市の教育方針を簡潔で分かりやすくするため、教育振興基本計画とは別に大綱を策定したもの。

5 大綱と教育振興基本計画の関係

	大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地教行法第1条の3	教育基本法第17条第2項
策定義務	義務付け	努力義務
策定主体	地方公共団体の長(総合教育会議で教育委員会と協議)	地方公共団体
内容 ()	地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画
計画期間	4～5年程度を想定	基準等なし

いずれも教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針・国の教育振興基本計画を参酌。

6 他自治体の状況

- 別紙のとおり

7 今後の対応

- 教育振興基本計画における目標や施策の根本となる方針の部分を大綱に該当すると位置付けるため、総合教育会議において教育委員会と協議・調整を行う必要がある。

8 今後の予定

時期	大綱	教育振興基本計画
令和元年10月	○ 第1回総合教育会議 ・大綱の策定方針(案)を協議	○ 第3回策定委員会 ・計画(素案)の策定
11月	○ 第2回総合教育会議 ・計画(素案)を協議	○ 企画調整会議・庁議 ・計画(素案)を公表する件を付議
12月		○ パブリックコメント手続 (11月下旬～12月中旬)
令和2年1月	○ 第3回総合教育会議 (必要に応じ) ・計画(案)を協議	○ 企画調整会議・庁議 ○ 教育委員会定例会 ・計画を定める件を付議
2月		○ 計画策定・冊子発行・配布

○大綱及び教育振興計画の策定状況(福島県、県内他市)

自治体名	大綱	教育振興基本計画
福島県	県総合計画の該当部分をもって大綱と位置づけ 27年度～令和2年度(6か年)	県総合計画に基づく分野別計画 25年度～令和2年度(8か年)
1 福島市	教育振興基本計画の基本理念、基本目標、目指す姿と教育方針をもって大綱とする 28年度～令和2年度(5か年) (30年度一部改訂あり)	市総合計画基本計画の教育分野の計画 28年度～令和2年度(5か年)
2 会津若松市	教育大綱は教育振興基本計画と一体とした大綱 29年度～令和9年度(10か年)	教育大綱は教育振興基本計画と一体とした大綱 29年度～令和9年度(10か年)
3 郡山市	教育振興基本計画をもって大綱とする 27年度～令和元年度(5か年)	市総合計画を上位計画として整合を図った計画 27年度～令和元年度(5か年)
4 いわき市	市総合計画に基づき(整合性)を図った内容 28年度～令和2年度(5か年)	大綱をもって教育振興基本計画とする 28年度～令和2年度(5か年)
5 白河市	市が目指す人づくりの理念を明らかにした大綱 有効期限の考えなし	単独では策定せず 市総合計画の教育分野をもって教育振興基本計画とする。 30年度～令和4年度(5か年)
6 須賀川市	教育振興基本計画をもって大綱とする 27年度～令和4年度(8か年)	市総合計画を上位計画として整合を図った計画 25年度～令和4年度(10か年)
7 喜多方市	教育振興基本計画の基本理念及び基本目標をもって大綱とする 29年度～令和8年度(10か年)	市総合計画を上位計画として整合を図った計画 29年度～令和8年度(10か年)
8 相馬市	教育振興基本計画をもって大綱とする 有効期限の考えなし	市総合計画に基づき策定 29年度～令和4年度(6か年)
9 二本松市	市総合計画を基本とした内容 28年度～令和2年度(5年間)	市総合計画を基本とした内容 29年度から令和2年度(4か年)
10 田村市	教育大綱は教育振興推進プログラム(教育振興推進計画の位置づけ)と一体とした大綱 大綱は有効期限の考えなし	教育大綱は教育振興推進プログラム(教育振興推進計画)と一体とした大綱 令和元年度～4年度(4か年)を「発展期」として設定
11 南相馬市	市総合計画を踏まえた内容 27年度～令和元年度(5か年)	市復興総合計画を上位計画として整合を図った内容 27年度から令和元年度(5か年)
12 伊達市	市総合計画と整合を図った内容 令和元年度～4年度(4か年)	市総合計画を上位計画として整合を図った内容 (現在改定作業中) 27年度から30年度(4か年)
13 本宮市	教育振興基本計画をもって大綱とする 令和元年度～5年度(5か年)	市総合計画を上位計画として整合を図った内容 令和元年度から5年度(5か年)

県及び県内他市のうち県及び8市が教育振興基本計画をもって大綱としている。

南相馬市 教育の大綱

1 目指す市民の姿

自ら学び、自ら考え、生きぬく力を備えた南相馬市民

2 取り組みの方針

～ 自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育む ～

南相馬市と南相馬市教育委員会は、目指す市民の姿の実現に向け、報徳仕法の考えのもと、逆境を飛躍に変えるたくましい精神力を持ち、自らの力で未来を切り拓き、新しい南相馬を創造することができる人材育成と、生涯を通じて成長することのできる学習機会の提供を図るため、次の3つの柱で総合的に取り組みます。

3 取り組みの柱

- 「生きぬく力」を備えた全国トップレベルの児童・生徒の育成を目指します。
- 創造力と自立を高める生涯学習を推進します。
- 郷土の素晴らしさを実感し、ふるさとに誇りがもてる「ふるさと教育」を推進します。

4 対象とする期間

平成27年度から平成31年度

平成27年7月21日

南相馬市長

桜井勝延